平成２９年（フ）第９３号
神奈川県足柄下郡箱根町仙石原1251番地　萬岳楼
債務者　延　美枝子
1　決定年月日時　平成29年３月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月31日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第１７号
青森県弘前市大字宮舘字房崎38番地１、住民票上の住所青森県弘前市大字石渡４丁目６番地１　ボヌール石渡１　Ｃ―405号
債務者　對馬　　徹
1　決定年月日時　平成29年３月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月１日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２９年（フ）第３２号
神奈川県横須賀市西浦賀１丁目９番18号　山口アパート201
債務者　池田　朋江
1　決定年月日時　平成29年３月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月１日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２９年（フ）第１８３２号
東京都世田谷区桜１丁目12―５―101
債務者　諸星　朝美
1　決定年月日時　平成29年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月23日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月23日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１８７９号
東京都豊島区南長崎４丁目13―38―710
債務者　岡田　麻美（旧姓野澤）
1　決定年月日時　平成29年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月23日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月23日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１８８０号
埼玉県川口市中青木２丁目１―14―403、住民票上の住所東京都葛飾区亀有３丁目２―13―203
債務者　保科　拓也
1　決定年月日時　平成29年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月23日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月23日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１８８３号
東京都杉並区高円寺南３丁目57―４―403
債務者　下森　宏益
1　決定年月日時　平成29年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月23日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月23日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１８８５号
埼玉県ふじみ野市上福岡３丁目３―１―202
債務者　児玉　　渉
1　決定年月日時　平成29年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月23日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月23日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１８８９号
東京都杉並区上井草２丁目43―10
債務者　竹内　紀雄
1　決定年月日時　平成29年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月23日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月23日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１８９１号
東京都中野区大和町３丁目38―４―203
債務者　白井　浩人
1　決定年月日時　平成29年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月23日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月23日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１８９２号
埼玉県上尾市大字原市344―５　スム原市寮ルミネⅢ―202
債務者　寺園　吉治（旧名千代丸）
1　決定年月日時　平成29年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月23日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月23日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１９０７号
東京都文京区千石３丁目32―11―201、住民票上の住所群馬県桐生市菱町４丁目2153
債務者　坂入　博之
1　決定年月日時　平成29年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月23日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月23日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１９１０号
東京都墨田区京島１丁目45―１―310
債務者　三石　智啓
1　決定年月日時　平成29年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月23日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月23日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１９１１号
東京都足立区綾瀬５丁目13―９―102
債務者　飯田　典昭
1　決定年月日時　平成29年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月23日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月23日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１９１８号
東京都墨田区本所２丁目20―５　ふるさと寿々喜屋ハウス
債務者　菅原　幸義
1　決定年月日時　平成29年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月23日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月23日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１９１９号
東京都大田区千鳥２丁目28―17―304
債務者　木村　明男
1　決定年月日時　平成29年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月23日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月23日午後２時
東京地方裁判所民事第20部